

中小企業の生産性向上の取組を支援 【生産性向上設備等投資支援補助金（2次）】

補助対象

愛媛県内の中小企業者等が、**業務効率化や省コスト化等**、生産性向上を目的とした**設備投資等**を行う場合に、その経費の一部を国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して助成することで、物価高騰の影響を緩和し、賃上げを後押しします！

補助メニュー

	通常枠	賃上げ枠（◆）
補助対象	県内に本社及び本店を置く中小企業者等が実施する業務改善や省コスト化等の生産性向上に向けた設備投資等	
補助対象経費	機械装置費、ソフトウェア導入費、外注費、クラウドサービス利用料、その他経費 ※詳細は公募要領をご確認ください	
補助率	1 / 2	2 / 3
補助限度額	1,000万円	1,333万3千円
事業費総額	補助対象経費400万円（税抜き）以上	

◆補助事業者は、一定の要件を満たす場合に賃上げ枠の特例措置を受けることができます。詳細は公募要領をご確認ください。

補助金活用イメージ（例）

A社

業務管理システムを導入することで、事務処理の短縮を図る事業
→事務作業時間○時間/年の短縮が見込まれ、生産性向上の達成が図られる。

B社

生産ラインにセンサを導入することで、不良品検査等の一部自動化を図る事業
→工程短縮により年間○○のコスト削減が見込まれ、生産性向上の達成が図られる。

C社

自動チェックインシステムの導入により、省人化を図る事業
→省人化することにより年間○○万円のコスト削減が見込まれ、生産性向上の達成が図られる。

※上記は事務局側が想定する活用イメージです。申請書では導入される設備等により、どのように自社の生産性向上が図られるか定量的効果の記載が求められます。

【公募スケジュール】

公募開始：令和8年1月26日（月）

申請受付：令和8年2月24日（火）

応募締切：令和8年3月23日（月）

※令和8年3月23日17時必着

◆補助金説明会の開催について

令和8年2月中旬頃に愛媛県中小企業団体中央会より、補助金説明会を開催する予定です。開催日は中央会HPでご案内いたします。

生産性向上設備等投資支援補助金事務局（愛媛県中小企業団体中央会）

お問い合わせ先 ☎ 089-955-7150

※詳細はHPをご覧ください → <http://www.bp-ehime.or.jp/sk/>

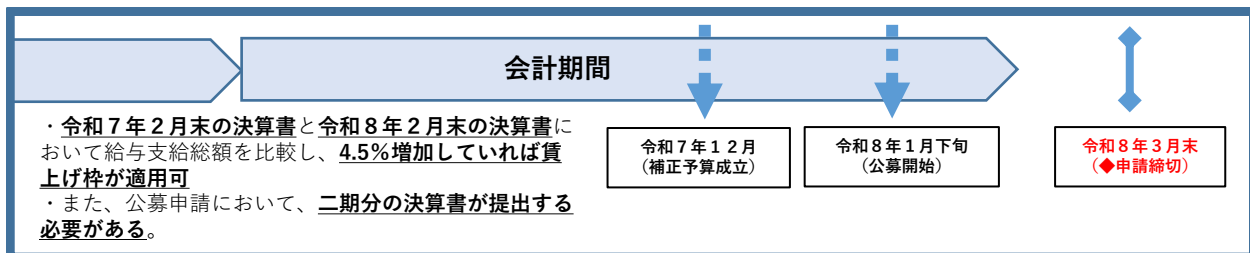
◆賃上げ枠の適用イメージ◆

補助事業者は、以下の（１）または（２）の要件を満たす場合に賃上げ枠の特例措置を受けることができる。なお、個人事業主・法人のいずれの場合も、従業員を雇用している者に限ることとする。

（１）既に賃上げを行っている場合

- ・令和7年12月から令和8年2月の間に決算期を迎え、決算書をその前期の決算書における給与支給総額と比較し、4.5%以上増加していること。
- ・補助金の応募申請時に上記の二期分の決算書が提出できること。

（例）中小企業Aの場合：令和8年2月が決算期

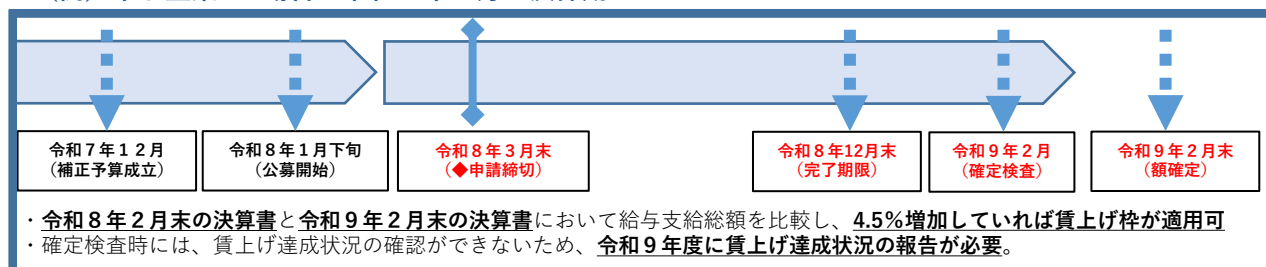


（２）今後、賃上げを行う場合（現在、賃上げを実行中の場合を含む）

- ・補助金の応募申請時に、賃上げ計画を策定し、その計画を宣誓すること。なお、賃上げ計画の策定については、以下のアまたはイが達成される計画とすること。

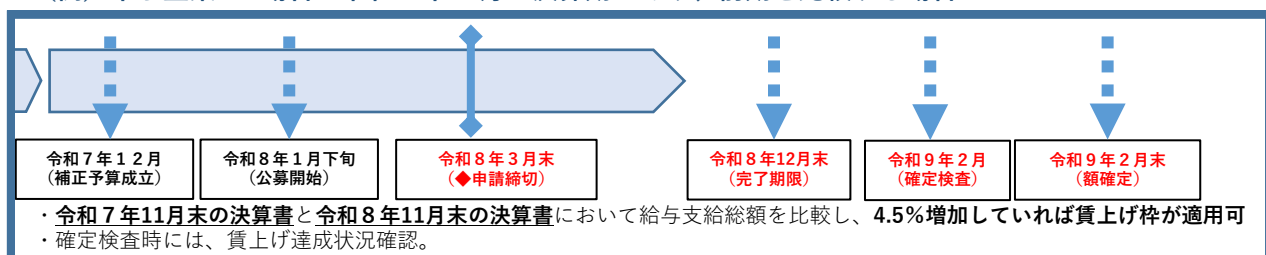
ア：令和7年12月から令和8年2月の間に決算期を迎える決算書とその翌期の決算書における給与支給総額を比較し、4.5%以上増加すること。

（例）中小企業Aの場合：令和8年2月が決算期

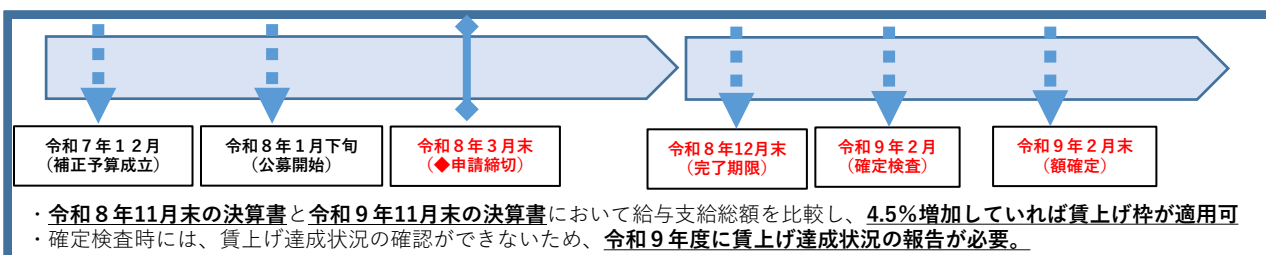


イ：令和8年3月から11月の間に決算期を迎える決算書とその前期またはその翌期の決算書における給与支給総額を比較し、4.5%以上増加すること。

（例）中小企業Bの場合：令和8年11月が決算期であり、前期を比較する場合



（例）中小企業Bの場合：令和8年11月が決算期であり、翌期を比較する場合



※令和7年1月31日から3月28日まで公募した生産性向上設備等投資支援補助金（1次）において賃上げ枠の採択を受けた補助事業者については、同補助金と同一期間の賃上げをもちいて、本補助金の賃上げ枠を申請することはできません。その場合は、通常枠での取扱いとなります。